諮問番号：令和６年度諮問第　９号

答申番号：令和６年度答申第１４号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　〇〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、令和３年１１月２６日付けで、審査請求人に対して行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第２４条第９項において準用する同条第３項に基づく保護変更申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人等の主張の要旨**

１　審査請求人

　　審査請求人は、賃貸住宅にて生活しているが、従前、家財について火災保険契約を締結しており、同火災保険に係る保険料相当額については、処分庁より支給を受けていた。

上記火災保険の期間が令和３年１１月２７日に満了し、契約更新が必要となることから、審査請求人は、令和３年１１月１０日、処分庁に対し、更新に係る保険料につき、一時扶助申請（以下「本件申請」という。）を行った。

ところが、処分庁は、従前、審査請求人の保有する家財にかかる火災保険料を支給していたにもかかわらず、本件申請については、「火災保険料については「局第７－４－（１）－ク　課長問答（第７－８８）答」に必要やむを得ない場合と定められており、必要やむを得ない場合に該当しないことから却下します。」との理由で、これを却下した。

本件申請に係る火災保険は、審査請求人が自宅内等に保有する家財を対象とするものである。ひとたび火災等の災害になれば、家財道具が焼失などし、その結果、審査請求人の日常生活の維持が困難になりかねず、そのような場合には新たに家財用具を購入する必要が生じる。かかる際に、生活保護の一時扶助を活用することが考えられるが、一時扶助の額には上限があるため、家財用具の購入に要する費用全額を賄えるとは限らない。また、賃貸借契約上、審査請求人は、軽過失であったとしても火災等において発生する損害を賠償する責任を負うが、生活保護受給者であることから資力がなく、火災保険に加入しなければ損害賠償を行うことができない。

したがって、家財に係る火災保険に加入しておくことが必要であり、また合理的である。

　　以上のような考え方に従い、審査請求人はこれまでも火災保険に加入してきており、処分庁も火災保険加入の必要性を認め、一時扶助として火災保険料相当額を審査請求人に支給してきた。

　　したがって、本件申請についても、処分庁としては、上記のような火災保険への加入の必要性を認め、保険料相当額の支給を認めるべきである。

　　よって、家財に係る火災保険料の支給を認めなかった本件処分は、審査請求人の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を侵害するものとして違法かつ不当であり、憲法第２５条及び法に違反する。

　　以上から、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人から火災保険料の支給を求める申請に対して、令和３年１１月２６日付けで、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第７問８８答に記された「必要やむを得ない場合」に該当しないとして、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、火災等の災害により家財用具が焼失等した際に、生活保護の一時扶助の活用では家財用具の購入に要する費用全額を賄えるとは限らず、家財に係る火災保険に加入しておくことが「必要やむを得ない」といえるため、本件火災保険料は、住宅維持費として認定されなければならない旨主張する。

生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の４（１）クにおいて、契約更新料等については、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、必要な額を認定して差しつかえないとされている。また、課長通知第７問８８答のとおり、火災保険料については、必要やむを得ない場合には契約更新に必要なものとして認定して差しつかえないとされている。

　　　処分庁は、審査請求人住居の賃貸借契約証書に火災保険加入の必要性について記載が無いこと、家主が賃借人が家主の不動産に対して保険をかけるのはおかしいと考えており、審査請求人住居の不動産に対しても、家主自身が火災、地震等の保険に加入していること、火災保険の更新を審査請求人が求める理由として、審査請求人が過去、当時加入していた火災保険によって難を逃れた経験によるものであることについて確認したことが認められる。

　　　以上のことからすれば、審査請求人の住居にかかる賃貸借契約に審査請求人の火災保険の加入が必要とされていると認めることは困難であることから、局長通知第７の４（１）ク及び課長通知第７問８８答に照らし、審査請求人が申請した火災保険料が、課長通知第７問８８答に記された「必要やむを得ない場合」には該当しないとして、火災保険料を支給しないとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（３）したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和６年　７月２４日　諮問の受付

令和６年　７月２６日　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：８月９日（回答：審査請求人から８月６日付け提出）

口頭意見陳述申立期限：８月９日（回答：審査請求人から８月６日付け提出）

　令和６年　８月２８日　第１回審議

　令和６年　９月　６日　処分庁に対する資料提出の求め

提出期限：９月２０日（回答：９月１２日付け提出）

　令和６年　９月２０日　審査請求人より主張書面提出

令和６年　９月２６日　口頭意見陳述の実施

第２回審議

令和６年１０月２４日　第３回審議

令和６年１１月２１日　第４回審議

**第５　審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第４条第１項は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条は、「前４条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（４）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

（５）法第１４条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。　一　住居　二　補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。

（６）局長通知第７の４（１）クは、「被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、オに定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。」と記している。

なお、局長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（７）局長通知第７の４（２）アは、住宅維持費について、「（前略）被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合に認定すること。（後略）」と記している。

（８）課長通知第７問８８は、「契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証料を認定してよいか。」という問の答として、「必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えない。」と記している。

　　　なお、課長通知は、処理基準である。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成３０年１月１日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）令和３年９月１３日、審査請求人が処分庁に来庁し、現住居の火災保険料について申請したい旨の相談があり、処分庁は、火災保険料の支給については「必要やむを得ない場合」に限られることを説明した上で、賃貸借契約証書に記載が無いことから、家主に必要性を示してもらうか、契約当時の重要事項説明書に記載が無いか確認するよう案内した。

（３）令和３年９月１４日、審査請求人から処分庁に対し、電話で、火災保険の必要性についての確認は全員に行っているのか、前回は支給してもらえたとの問い合わせがあり、審査請求人の希望により、家主への確認は処分庁から行うこととなった。

　　　また、同日、処分庁が家主に連絡したところ、家主からは、「自身の不動産に対して店子が保険をかけるのはおかしいと考えている」、「店子は自分自身の家財に対して保険をかけていればよい」、「現状、家主自身の保有する不動産に対しては、火災、地震、台風等の保険に加入している」等の回答があった。

　　　さらに、同日、審査請求人が処分庁に来庁し、数年前に自転車を転倒させガラスを割った際に、火災保険についていた借家賠償により給付がおり、難を逃れた経験から本保険契約の更新を行いたいとの訴えがあった。

（４）令和３年９月２１日、処分庁は、ケース診断会議において検討した結果、相談のあった火災保険料については、賃貸借契約証書に火災保険加入の必要性について記載がないことから、課長通知第７問８８答に示されている「必要やむを得ない場合」には該当しないと判断し、支給しないことを決定した。

（５）令和３年９月２２日、審査請求人が処分庁に来庁し、処分庁が前日のケース診断会議の結果を説明したところ、審査請求人から一定の理解が示され、火災保険料の申請はしないとの返答があった。また、自身の過失で借家を破損させる等の事態に備えたいため、本保険契約については自費で更新するとの意向が示された。

（６）令和３年１１月１０日、審査請求人が代理人弁護士とともに処分庁に来庁し、「火災保険料を自弁する事が出来ないため」との理由で本件申請を行った。なお、同時に提出された代理人弁護士名による「生活保護に係る申請書」には、審査請求人が現在賃借している住宅に係る賃貸借契約を同年１２月に更新予定であり、その際、火災保険契約を更新する必要があるため、賃貸借契約更新に必要なものとして、火災保険料について住宅費として認定されたいとの意見が記載されていた。

（７）令和３年１１月１６日、処分庁はケース診断会議において、前記（４）の決定のとおり、課長通知第７問８８答に示されている「必要やむを得ない場合」には該当しないため、本件申請を却下することと決定した。

（８）令和３年１１月２６日付けで、処分庁は本件処分を行った。本件処分に係る「保護申請却下通知書」には、処分の理由として、「（前略）火災保険料については「局第７－４－（１）－ク　課長問答（第７－８８）答」に必要やむを得ない場合と定められており、必要やむを得ない場合に該当しないことから却下します。」と記載されていた。

（９）令和４年２月９日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）処分庁は、審査請求人から火災保険料の支給を求める本件申請に対し、令和３年１１月２６日付けで、課長通知第７問８８答に規定する「必要やむを得ない場合」に該当しないとして、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、火災等の災害により家財用具が焼失等した際に、生活保護の一時扶助の活用では家財用具の購入に要する費用全額を賄えるとは限らず、また、軽過失であっても賃貸借契約上、賃貸人に対して損害賠償責任を負うことから、家財に係る火災保険に加入しておくことが「必要やむを得ない」といえるため、本件火災保険料は保護費として支給を認めるべきと主張する。

　　　この点、局長通知第７の４（１）クにおいては、「被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、（中略）特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。」とし、課長通知第７問８８答においては、火災保険料について、「必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えない。」とされており、「必要やむを得ない場合」として火災保険料が住宅費として認められるのは、あくまでも契約更新時に保険加入が要件となっている場合に限られるものと解される。

　　　そして、処分庁は、審査請求人の住居の賃貸借契約証書に火災保険加入の必要性について記載が無いことを確認したことが認められる。

　　　また、処分庁が家主に確認したところ、家主は、賃借人が家主の不動産に対して保険をかけるのはおかしいと考えており、審査請求人居住の不動産に対しても家主自身が火災、地震等の保険に加入していることが認められる。

以上のことからすれば、審査請求人の住居に係る賃貸借契約の更新に際して、審査請求人に火災保険の加入や更新が必要とされていると認めることは困難であるから、上記局長通知第７の４（１）ク及び課長通知第７問８８答に照らし、審査請求人が申請した火災保険料が、後者に定められた「必要やむを得ない場合」には該当しないとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

　　　なお、審査請求人は、火災保険料について、住宅維持費として認定されるべきである旨の主張も行っている。しかし、局長通知第７の４（２）アでは、「（前略）被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合に認定すること。（後略）」とされており、火災保険料は住宅維持費の対象とはならない。審査請求人は、審査請求書において、「ひとたび火災等の災害になれば、（中略）新たに家財用具を購入する必要が生じる」、「一時扶助の額には上限があるため、家財用具の購入に要する費用全額を賄えるとは限らない」旨主張するが、仮に審査請求人が自ら居住する住居において修理や補修等が必要となった場合には、その際に改めて住宅維持費について申請すべきものである。

また、審査請求人は、前回更新時には火災保険料が給付されていたと主張している。しかし、前回の処分は処分庁において、火災保険加入の必要性についての確認が不十分であったものであり、上記のとおり、本件申請においては「必要やむを得ない場合」に該当しないと認められるのであるから、主張として採用することはできない。

（３）したがって、本件審査請求は、棄却すべきである。

**第６　付言**

本件処分に係る当審査会の前記判断を左右するものではないが、本件処分の通知書における理由の記載について疑義があるため、以下、付言する。

　　前記第５の２（８）のとおり、本件処分の通知書における理由には、「火災保険料については「局第７－４－（１）－ク　課長問答（第７－８８）答」に必要やむを得ない場合と定められており、必要やむを得ない場合に該当しないことから却下します。」と記載されている。

　　処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

　　本件処分については、理由の提示として根拠となる処理基準が記載されているが、当該基準に照らし、処分庁がいかなる理由で「必要やむを得ない場合」に該当せず、契約更新に必要なものとして認定しないと判断したか、すなわち、認定した事実をどのように基準に当てはめて判断したのかについての記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

本件処分が審査請求人による火災保険料の支給申請に対する却下処分であることから、当該基準の適用の原因となった具体的な事実については、審査請求人が当然知り得るものであったと考えられること、また、審査請求人が本件審査請求において、本件処分に即した主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言えるが、処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、判断の根拠とした事実等について、具体的かつ丁寧に明記すべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）野呂　　充

委員　　　　　相間　佐基子

委員　　　　　重本　達哉